

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 23 年度第 11 号
通 算 第 5 0 8 号
平成 24 年 1 月 26 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

住居手当の見直し等について

1 月 12 日午後 3 時 30 分から午後 5 時まで中央公民館視聴覚室において、市内の持家に居住する職員に対する住居手当の廃止及び新たな市内居住促進策の提案等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

これまでの交渉に引続き、「市内の持家に居住する職員の住居手当の廃止（平成 23 年 11 月 16 日提案）」について協議を行うとともに、新たな市内居住促進策として「市内への転入者に対する住居手当の加算」についての提案を行った。

併せて、「平成 24 年度向け合理化等（平成 23 年 9 月 30 日提案）」について、状況の確認を行った。

組合への提案

市内への転入者に対する住居手当の加算について（メモ）

[別紙 1](#)

具体的な交渉内容

1 住居手当について

協議の要旨

市内の持家に居住する職員の住居手当の廃止について、組合側は依然として反対の意見を示している。一方、新たな市内居住促進策（市内への転入者に対する住居手当の加算）の提案については、一定の理解を示した。

組合の主張	当局の回答
住居手当について、新たな提案が示されたが、その意図は何か。	現行提案している市内持家に対する 6,000 円支給の特例措置の廃止を前提に、それに代わる市内居住促進策として、市内転入者への 3 年間の加算措置を提案したものである。

<p>新たな提案として捉えればいいのか。</p>	<p>市内持家に対する 6,000 円支給廃止の提案以後も、引き続き職員の市内居住促進について検討した結果、今回新たな提案として示したものである。</p>
<p>今回の加算の提案については、市内居住促進の一つになるのではないかと感じる。だが、この加算の実施と現在の 6,000 円支給の廃止は連動するものではない。</p>	<p>現在の特例措置については、本来は市外居住者と同様に支給を廃止する予定であったものを、市内居住促進の観点から、当分の間 6,000 円の支給を継続したという経緯があり、その市内居住促進の効果がみられない以上は廃止せざるを得ない。</p>
<p>たかが 6,000 円の差で市内への転入の効果を期待することが間違いである。この 6,000 円の支給は市内居住促進ではなく、市外への転出防止の為の策であり、職員が市内に居住することによって生じる種々の負担への配慮ではないか。</p>	<p>事実として、6,000 円の手当支給が市内居住促進に繋がらなかったものであり、これを継続することは困難である。</p> <p>一方で、職員の市内居住促進は引続き実施する必要があると考え、新たな促進策を提案した。</p>
<p>6,000 円の支給を廃止すると市外への転出を促進してしまうのではないか。仮に廃止した場合、市外流出の影響はどう考えているのか。</p>	<p>職員の居住状況については、今後も引続き検証を実施していく。</p>
<p>阪神間で住居手当をゼロとしている市はあるのか。</p>	<p>現在のところ、そのような市はない。</p>
<p>阪神間で尼崎市だけが先行して、低水準の国基準に合わせるということは許されない。</p> <p>恒常的な転勤があり、持家率が低く官舎が整備されているような国家公務員とは、そもそも住居手当の性格が異なる。なぜ国に合わせる必要があるのか。</p>	<p>本市の給与制度は国制度を基本としており、住居手当についても国に合わせていく必要があると考えている。ただ、その中でも、市独自の施策である市内居住促進策を進める強い思いから、今回の提案に至ったものである。</p>
<p>現に市内に住んでいる職員への配慮はどうなるのか。</p>	<p>市内も市外も原則はゼロである。現在の 6,000 円支給はあくまでも市内居住促進策であり、その効果がないままに継続することはできない。</p>
<p>阪神大震災の際にも、真っ先に駆け付けたのは市内に住む職員である。国との関係とかではなく、市内居住職員のことをもっと考えてほしい。</p>	<p>その点は理解している。そういった事情も考慮したうえで、効果的な市内居住促進策が不可欠であると考えている。</p>

<p>国基準というのであれば、給与も国並みにするのが筋ではないか。給与削減措置を継続したままで、住居手当を廃止するのは都合がよすぎるのではないか。</p>	<p>給与削減については本市の厳しい財政状況下において、必要不可欠であるため実施しているものであり、給与制度そのものとは別問題である。</p>
<p>現行の一時金 20%削減措置については、4級昇格問題の解決を前提に合意したものであるが、その4級問題は一向に進展していない。そんな状況で新たに住居手当を廃止するなど到底納得できない。4級問題が解決できないのであれば、まず一時金の20%削減分の復元を求める。</p>	<p>4級の在り方の問題については、現在内部で協議を進めている最中であるが、さらに詳細部分を詰めて行きたいと考えている。</p>
<p>6,000円は市内定住策としては有効である。廃止する理由はない。</p> <p>6,000円を継続したまま、新たに10,000円の加算を行うのであれば、一定の理解はできるが。</p>	<p>市内持家に対する6,000円の支給は、あくまでも市内居住促進策としての位置付けであり、市内への転入効果が無ければ廃止せざるを得ない。</p> <p>今回の加算案は、特に市内居住率が低くなっている若手職員を中心にはたらきかけるものであり、職員の市内居住促進に有効な手立てであると考えている。</p>

課題解決への方向性

本日、新たに提案を行った「市内への転入者に対する住居手当の加算」と合わせて、「市内の持家に居住する職員の住居手当の廃止」についても、1月23日を目途に一定の諾否判断をするよう組合側に要求した。また、新たな加算措置の詳細等を含め、引続き協議することとした。

2 平成24年度向け合理化計画等について

協議の要旨

平成23年9月30日に提案している「平成24年度向け合理化計画等について」、支部交渉の状況報告とともに協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>ボート・モーター整備業務の委託について</p> <p>なぜ委託が必要なのか等、現場は全く納得していない。支部協議は難航しているのではないか。協議の時間がないという理由で、委託を強行することは許されない。</p>	<p>公営事業所の経営改善を行ううえでの提案であり、支部協議についても充分に行っているものと認識しているが、原局には改めて説明を行うよう伝えておく。</p>
<p>小学校給食調理業務の委託について</p> <p>耐震化計画の目途は立っているのか。</p>	<p>校舎については一定の目途が示されており、給食室についても、教育委員会にて計画を検討している最中である。</p>

収集回数及び収集体制の見直しについて

燃やすごみの収集回数について、週 3 回から週 2 回に変更するという計画は決定事項なのか。

計画としては決定している。ただ、収集体制の見直しに伴う台数の減等については、現在協議しているものと認識している。

課題解決への方向性

引続き協議していくこととした。

その他、組合側から意見のあったもの

- ・ 総合センター館管理業務の委託について（協働推進局）
隣保館としての役割を果たすためにも、夜間の業務委託には疑問が残る。それらも含めて、協議を行う必要があると考えている。
- ・ 保育所の朝の 2 人体制の確保に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）
引続き支部協議を行っていく。
- ・ 児童ホーム開所時間の延長に伴う勤務時間の変更（こども青少年局）
引続き嘱託労組との交渉状況を見極めながら判断していきたい。

市内への転入者に対する住居手当の加算について（メモ）

H24.1.12

職員の市内居住促進策として、尼崎市外から尼崎市内へ転入する職員に対して、以下のとおり住居手当の加算を行う。

1 加算対象者

尼崎市外から尼崎市内へ転入する職員のうち、持家区分及び借家区分となるもの（一定の加算要件を満たすものに限る）。

2 加算額

月額 10,000 円

ただし、借家区分となるもので、通常の住居手当と加算額との合計が当該家賃等の額を超える場合については、10,000 円から当該超過額を減じた額を加算する。

3 加算対象期間

最長 3 年間

4 実施時期

平成 24 年 4 月 1 日

5 諾否期限

平成 24 年 1 月 23 日

以 上
（給与担当）